

本検討会における今後の進め方等

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本検討会における今後の進め方（案）

1、これまでの経緯・議論等

- 近年の精神保健医療福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という理念の下、精神障害者等に対する支援の充実が図られてきた。
- 令和4年に成立した精神保健福祉法の改正法では、患者の権利擁護を一層進めるため、医療保護入院の入院期間を法定化する等の措置が盛り込まれ、令和6年4月1日から本格的に施行された。
- こうした状況を踏まえ、精神保健医療福祉の今後の施策推進について、幅広く検討する場として、「精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会」を令和6年5月以降計14回開催し、関係者へのヒアリングや議論を行ってきた。

2、今後の主な検討事項

- 今後については、
 - ・これまでの本検討会における経緯や議論、
 - ・令和4年精神保健福祉法改正の附則（※1）等、
 - ・障害者の権利に関する条約における日本の第1回政府報告に関する総括所見（※2）などを踏まえ、主に、非自発的入院や精神保健指定医、外来医療等について、具体的に議論を深めていくこととしてはどうか。

※1 令和4年改正法附則 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、精神保健福祉法の規定による本人の同意がない場合の入院の制度の在り方等に関し、精神疾患の特性及び精神障害者の実情等を勘案するとともに、障害者の権利に関する条約の実施について精神障害者等の意見を聴きつつ、必要な措置を講ずることについて検討するものとする。

※2 32. (a)障害者の非自発的入院は、自由の剥奪となる、機能障害を理由とする差別であり、自由の剥奪に相当するものと認識し、主観的又は客観的な障害又は危険性に基づく障害者の非自発的入院による自由の剥奪を認める全ての法規定を廃止すること。

1. 非自発的入院

【課題】

- 医療保護入院の家族等の同意については、多様化する家族形態とのミスマッチや、本人と家族等との関係が必ずしも良好とは限らないこと、家族の心理的負担が大きいことなどが指摘されている。
- 医療現場において、入院形態を判断するに当たり、「本人の同意がない」ことが幅広く解釈されているのではないかと指摘がある。また、医療保護入院の対象となる精神症状の状態像が必ずしも明確ではなく、判断能力等が重視されることにより、医療保護入院が選択される場合があると指摘されている。
- 令和4年改正により、医療保護入院の更新等に係る書面審査業務が増加しており、精神医療審査会全体の審査機能の充実が課題となっている。

【検討事項】

- 「家族等同意」や「市町村長同意」の今後のあり方について、海外の事例も参考にしつつ、どのように考えるか。
- 医療保護入院の対象となる精神症状の状態像や要件について、どのように考えるか。
- 精神医療審査会における書面審査及び退院請求・処遇改善請求に係る審査の在り方や役割分担について、どのように考えるか。

2. 精神保健指定医

【課題】

- 措置入院時の診察や精神医療審査会の委員など公的な業務を行う精神保健指定医不足が問題視されている。また、公的な業務のみならず、精神科診療所に勤務する精神保健指定医は指定医に求められる臨床業務に従事していないことや、地域のかかりつけ医機能を果たしていないことなどが指摘されている。
- 精神保健指定医の新規指定時に審査される「ケースレポート」に不正があった場合に、指導医は指定取消・停止処分があることに比べ、新規申請者にはこうしたペナルティがない。

【検討事項】

- 精神保健指定医としての知識・技能を要する一定の業務（措置入院時の診察、精神医療審査会の委員等）に従事していない者に対して、何らかの対応が必要ではないか。
- 精神保健指定医の新規申請時に不正行為を行った新規申請者に対して、例えば、何らかのペナルティを与えるなど、対応が必要ではないか。

3. 外来医療

【課題】

- 近年、自立支援医療費が増大傾向にあり、特に精神通院医療が増加している一方、精神通院医療に関する不適正な申請の可能性が指摘されている。
- 精神通院医療については、訪問看護の増加が顕著である一方で、その要因や提供実態については明らかではない。
- このほか、精神科外来について、
 - ・ 精神科診療所での診察等に関する虐待通報制度がない。
 - ・ 質の高い外来医療が期待されている。

【検討事項】

- 自立支援医療を含む精神科の外来医療・精神科訪問看護の提供のあり方について、レセプト分析等も踏まえつつ、どのように考えるか。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおいて期待される、質の高い外来医療について、どのように考えるか。

4. その他の論点

【課題】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、その責務や実施体制等が明確になっていないことが指摘されている。
- 医療機関における精神保健福祉士等の専門職の確保が課題となっている。
- 家族等の負担、若年者の支援における地域格差等が指摘されている。
- 行動制限のあり方が課題として指摘されている。

【検討事項】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、その責務や実施体制等に関して、どのように考えるか。
- 精神保健福祉士・公認心理師の従事状況把握（稼働人数・勤務場所等）のあり方について、どのように考えるか。
- 家族等及び若年者への支援を行う自治体等への支援のあり方について、どのように考えるか。
- 行動制限のあり方については、調査研究を踏まえつつ、どのように考えるか。

本検討会における今後のスケジュール（案）

令和8年度	10/26 今後の進め方・主な検討事項・スケジュールの提示  複数回実施 今後の検討会における主な内容 ・ヒアリング ・調査研究の状況の報告 ・主な検討事項等に係る議論 年度内に中間整理を行う予定
令和9年度以降	報告書のとりまとめに向けた議論・とりまとめに向けて開催予定